

釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(第7期)について

1 計画策定の趣旨

県では、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）に基づき湖沼の水質の保全を図るため、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めている。

第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（平成25年3月策定。以下「計画」という。）の計画期間が令和3年度で終了したことから、令和4年度を始期とする第7期計画を策定するもの。

2 これまでの経緯

令和3年11月11日	環境審議会 諮問
令和4年 1月12日	水質専門委員会議① ○第6期計画 現況評価 ○第7期計画 骨子案審議
令和4年 5月25日	水質専門委員会議② ○第7期計画素案 等
令和4年 7月25日	水質専門委員会議③ ○第6期計画 評価結果 ○第7期計画中間案 等
同 日	環境審議会 中間報告

3 今後のスケジュール

時期	内容
8月～11月	パブリックコメント手続 水質専門委員会議④ ○第7期計画答申案 審議
12月	環境審議会 答申（水質汚濁防止法第21条）
12月～ 令和5年1月	関係町長 意見照会（湖沼法第4条第5項） 河川管理者（国土交通大臣）協議（湖沼法第4条第5項） 環境大臣 協議（湖沼法第4条第5項）
3月	第7期計画 策定（湖沼法第4条第7項）